

2情法第75号
令和2年(2020年)8月31日

一般社団・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく感染防止策の徹底等に係る要請及び上田圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出したことについて(依頼)

日ごろより公益活動の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

8月28日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、上田圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げることを決定し、当該圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出しました。

あわせて、法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴法人の社員、役員、評議員等に対し、下記及び別添のメッセージについて周知していただくようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

1 要請内容

(1) ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされております。

貴法人の業務に関連するガイドラインを確認いただき、引き続き、取組の推進に御配慮ください。

【参考】内閣官房新型コロナウイルス感染症対策 Web サイト

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

(2) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、次に示す開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図ってください。

また、イベント主催者においては、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することについて周知してください。

さらに、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をしてください。

イベント開催の目安（9月1日～9月30日）

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること。（できるだけ2m）

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数としてください。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意いただくとともに、感染防止策の徹底をお願いします。

- ・お祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の把握が困難で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものは、中止を含めて慎重な検討を行ってください。
- ・地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が生じない行事については、十分な感染防止策を実施いただくとともに、接触確認アプリの活用を参加者に促進し、連絡先を把握する等の対策を講じてください。

2 協力を依頼する事項

(1) 感染者が多数発生している地域との往来等の注意

多くの都道府県で、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が1.0人を上回っていることを踏まえ、他の都道府県への往来に当たっては、次のとおり慎重な行動をとっ

ていただき、県内においても感染者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとっていただくよう貴法人の社員、役員、評議員等に周知してください。

- ・人ごみを避ける。
- ・接客を伴う飲食店などクラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える。
- ・感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底する。
- ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する。

また、感染拡大がさらに進んだ都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断していただき、高齢者等の重症リスクの高い方にはできるだけ往来を控えることを検討していただくよう貴法人の社員、役員、評議員等に周知してください。

※なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報を御確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-doko.html>

(2) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する取組を行っていただくことや、高齢者が多く利用するスーパーなどの店舗についても密集を避けるための対策等をとっていただくよう貴法人の社員、役員、評議員等に周知してください。

(3) 会食、飲み会における感染リスクについての注意喚起

会食等に際しては、「3密」になりやすい場での多人数による実施や長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けていただくこと、また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止対策を講じている店舗の利用が望ましいことを貴法人の社員、役員、評議員等に周知してください。

(4) 観光施設等における必要に応じた利用者名簿の作成等による連絡先等の把握

感染拡大防止の観点から、観光施設等においては必要に応じて利用者の名簿を作成し、連絡先等を把握してください。

(5) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、感染者等が安心できる温かい社会をつくる取組を行っていただくよう貴法人の社員、役員、評議員等に周知してください。

情報公開・法務課 法務係 (課長) 神事 正實 (担当) 矢野 萌子 電 話 026-235-7057 (直通) ファクシミリ 026-235-7370 電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp
--

上田圏域に「新型コロナウイルス特別警報」を発出します

令和2年8月28日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長

1 趣旨

県内での感染者の急増が続いています。県内の直近1週間（8月21日～8月27日）の新規感染者は56人となり、人口10万人当たりでは2.74人と2.5人を超えました。これは、長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルにおける全県又は一部圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当します。

ただし、圏域ごとの感染状況に差があるため、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状況と認められる圏域として、直近1週間で33人の新規感染者（人口10万人当たり17.18人）が発生した上田圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出します。

県としては、次のとおり対策をさらに強化し、感染拡大防止を図ってまいります。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

2 上田圏域における県の対策強化について

上田圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。上田圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくとともに、別紙「感染拡大防止のお願い」を遵守して行動してください。

- ① クラスター対策のさらなる徹底を行います
- ② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等※の利用を控えるよう要請します ※別表のとおり
- ③ 市町村等と連携し一定の地域を対象としたPCR等検査を実施します
- ④ 市町村が商店会等へ行う取組の支援を検討します
- ⑤ 療養者の増加を踏まえ宿泊療養施設の一部について運用を開始します
- ⑥ 保健所の体制を強化します

① クラスター対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施するとともに、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を派遣して重点的に対応します。

② 感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、遵守していない接待を伴う飲食店等の利用を控えるよう要請します （特措法第24条第9項）

接待を伴う飲食店等において多数の感染者が発生しています。

事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、「新型コロナ対策推進宣言」を行い、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

また、接待を伴う飲食店等を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策がとられているか、「新型コロナ対策推進宣言」を行っているかなどを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、上田圏域にお住まいの方や訪問される方に要請します。

③ 市町村等と連携し一定の地域を対象としたPCR等検査を実施します

市町村等と連携し、クラスターが発生するなどしている地域の居住者、勤務者等のうち、希望する方に対してPCR等検査を集中的に行います。

④ 市町村が商店会等へ行う取組の支援を検討します

クラスターの発生等によって感染が拡大し、影響を受けた商店会等が、さらなる感染拡大を防ぐとともに、経済活動の早期の再開を図るために行う感染拡大防止策等の取組を支援する市町村に対し、県として支援を検討します。

⑤ 療養者の増加を踏まえ宿泊療養施設の一部について運用を開始します

療養者の増加を踏まえ医療機関の負担軽減を図るため、東信地域で宿泊療養施設の運用を開始することとし、住民・事業者の皆様々に安心していただける医療提供体制の整備を行います。

⑥ 保健所の体制を強化します

感染が拡大している上田圏域に、他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化し、多数の症例においても積極的疫学調査を継続できる体制を整備します。

上田圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、自らを感染から守り、また自らが感染源となって感染を拡大させることがないように慎重な行動をお願いするとともに、県が強化する対策の実施にご協力いただくようお願いいたします。

また、患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように配慮いただくとともに、感染拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対し、不当な差別的取扱いや誹謗中傷を行わないようお願いいたします。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

接待を伴う飲食店等

種類	施設	要請内容
接待を伴う 飲食店等※1	キャバレー	感染拡大予防ガイドラインを遵守して いない接待を伴う飲食店等の利用を控 えるよう要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック※2	
	バー※2	
	ダーツバー※2	
	パブ※2	
	性風俗店	
	ライブハウス	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項第11号の遊興施設等に
あたるもの

※2 接待を伴うものに限る

感染拡大防止のお願い

- ① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください
 - ・また、県外からの帰省についてはご家族と相談して慎重に検討してください
- ② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください
 - ・会食、飲み会では感染リスクの高い行動を避けるよう努めてください
 - ・店舗等の講じている感染防止策にご協力ください
- ③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください
- ④ 重症化しやすい方を守ってください
- ⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします
 - ・「新型コロナ対策推進宣言」を行うよう努めてください
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守するよう努めてください

① 感染者が多数発生している地域との往来に当たっては十分ご注意ください

県外と往来するに当たっては、基本的な感染防止策を徹底するなど、慎重な行動をお願いします。

また、直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、往来自体の必要性を改めて検討するとともに、高齢者等の重症化リスクの高い方の往来は控えることを検討してください。

なお、県内においても感染者が増加している地域がありますので、県内の移動に当たっても、慎重な行動を心掛けてください。

また、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方は、基本的な感染防止策を徹底し、旅行中に風邪等の症状が現れたら、直ちに最寄りの有症状者相談窓口にご相談ください。

② 信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入って感染することを踏まえ、感染を防止するための行動を自ら考え、実践するようお願いします。

感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混み等でのマスク着用、手洗い・手指消毒）を徹底するとともに、クラスター（集団感染）発生リスクが高い「3つの密」を回避し、毎日の健康チェックを欠かさず行うなど、信州版「新たな日常のすゝめ」に沿った行動を徹底してください。高齢者など重症化リスクが高い方は、特にご注意ください。

特に、会食及び飲み会については、当県においても感染例が確認されていることから、「3密」になりやすい場での多人数による実施や、長時間に及ぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けるように努めてください。

また、店舗等を利用する場合は、マナーとしてマスクを着用するとともに、手指の消毒など店舗等の講じている感染予防策にご協力ください。

③ 発熱等の症状があり、心配な時は速やかに保健所等に電話でご相談ください

新型コロナウイルス感染症の初期の症状は、風邪と見分けが付きません。定期的な検温など健康観察を行っていただくとともに、発熱等の症状がある場合には外出を控え、心配な時は速やかに保健所やかかりつけ医に電話でご相談ください。

また、医療機関において感染が発生すれば、医療従事者の感染を招くなど、医療供給体制のひっ迫を招きかねません。そのため、直接医療機関を受診することは避けてください。

④ 重症化しやすい方を守ってください

ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。お見舞いや面会については、症状のない方も含めてできるだけ控えてください。

⑤ 事業所での対策の徹底をお願いします

- (1) 不特定多数の方が利用する事業所にあつては職場における感染拡大防止について改めて徹底いただくとともに、従業員お一人お一人に感染予防のための行動を促していただくようお願いします。

具体的には、職場内での3密を避ける、従業員の健康観察、発熱等がある場合の休暇取得、時差出勤や在宅勤務・テレワークの活用、感染拡大地域への出張の再検討などを一層徹底いただくようお願いします。

また、「新型コロナ対策推進宣言」を行うように努め、ステッカーを掲示してお客様にもお知らせするとともに、感染防止策にご協力いただくよう呼びかけてください。

- (2) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）を講じてください。なお、ガイドラインを遵守するための取組については、持続化補助金による支援が受けられますので、県にご相談ください。